

# 公益信託 サントリー世界愛鳥基金

## 水辺の大型鳥類保護部門

### 2021年度募集要項

#### 1. 助成の目的

当部門は、「今日、鳥たちの身に起きていることは、明日は人間の問題になるかもしれない」という、基金設定趣旨でもある理念に鑑み、水と人と鳥が共存する生態系の再生を目指し、そのシンボルとして、誰もが知っている大型の鳥類でありながら、現在では殆ど見ることのできないコウノトリ・トキ・ツル等の保護、生息環境の整備等の活動で、当基金の助成がその後の継続的活動の突破口となるような助成を行います。

#### 2. 助成対象

- (1) コウノトリ・トキ・ツル等の保護、生息環境となる水田、湿原などの整備等を行う団体。  
但し、地元自治体、他の鳥類保護団体等と連携し、活動エリアに確たる拠点を確立している、または確立できる団体を対象とします。
- (2) 活動の中心が地方公共団体である場合は、他の民間活動団体との協議会等を設立した上での申請を原則とします。

#### 3. 助成金の使途

当部門はコウノトリ・トキ・ツル等の保護・生息環境の整備・確立に対する助成であり、日常活動に要する備品ではなく、環境整備や大型の設備等に対する助成を基本とします。

- (1) コウノトリ・トキ・ツル等の保護、生息環境整備に必要な機材、設備等の費用
- (2) コウノトリ・トキ・ツル等の保護、生息環境整備に必要な活動費用（餌代、環境の整備・維持に要する費用等）

※助成対象費目は、下記に分類して申請書に記載してください。

- |                |               |
|----------------|---------------|
| ① 資機材購入費       | ② 工事費         |
| ③ 借損料・役務費      | ④ 人件費(給与・謝金等) |
| ⑤ 旅費(交通費・宿泊費等) | ⑥ 諸経費(一般管理費等) |

#### 4. 助成金額・助成期間

##### (1) 助成金額

1件あたり10百万円程度の助成をメドとします

##### (2) 助成期間

- ① 助成金使用期間は原則として1年（毎年4月～翌年3月）とし、使用期間終了後1ヶ月以内（4月末まで）に活動報告書および会計報告書を代表受託者に提出いただきます。
- ② 当部門は、コウノトリ・トキ・ツル等の保護・生息環境の整備・確立を目的とするため、ある程度の期間連続して申請することも可とします。  
但し、助成金申請は1年単位としますので、連続助成を希望する場合は、毎年申請し、

審査を受ける必要があります。複数年度の連続助成を保証するものではありません。

## 5. 応募方法

次の書類各1通を、当公益信託の代表受託者に提出して下さい。

- (1) 当公益信託所定の申請書
- (2) 申請者の概要の分かる資料（含む、定款、規約、運営規則等）
- (3) 直近2期の事業報告書と収支決算書

※提出書類は全てA4版にて作成してください。

※申請書については、当基金のホームページからダウンロードしてください。

当基金ホームページアドレス <http://www.koueki-suntory-aityou.jp/>

※提出いただいた申請書等は、返却いたしません。

## 6. 応募受付期間

2020年9月1日(火)～9月30日(水) 当日消印有効 (下記代表受託者宛)

## 7. 選考方法及び通知

当公益信託の運営委員会において選考のうえ、採否を決定します。選考結果は代表受託者より、2021年1月下旬頃に書面にて通知します。

尚、運営委員会における選考に先立ち、現地ヒアリング等を実施する場合があります。現地ヒアリング等を実施する場合は、代表受託者より対象となる応募団体に対し、別途ご案内します。

## 8. 贈呈式・報告会の開催・助成金の交付

- (1) 贈呈式・報告会を、2021年4月上旬(予定)に、東京都内にて開催します。  
その際に、助成対象活動について5分程度の報告をして頂きます。

- (2) 助成金は、贈呈式開催後、助成団体の銀行口座に振込みます。

なお、助成活動の実施が不可能になった場合又は、助成金の不正使用等があった場合は、助成金を返還して頂きます。(また、助成金に残余金が発生した場合には、残余金を返還して頂きます。)

## 9. 活動報告

助成対象の活動が終了次第、活動報告書、会計報告書(領収書(写)添付)を代表受託者宛に、助成団体から直接提出して頂きます。

## 10. 申請書の提出先・照会先

〒105-8574 東京都港区芝3-33-1 三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ サントリー世界愛鳥基金 申請口 TEL 03-5232-8910 (受付: 平日9時～17時) FAX 03-5232-8919
--

★2021年度募集の追加条件について（基本的に、3部門共通の追加条件です）

#### はじめに

皆様におかれては、日常生活に変化が生じている中で、継続して愛鳥活動に精励されていることと存じます。

さて、2020年4月に発令された緊急事態宣言の影響は大きく、当基金の助成事業につきましても、計画していた海外における現地調査等の中止、島嶼部における生態調査活動の中止、学会の延期・中止といった事態が生じており、円滑な事業運営に支障が出ているケースもございます。

こうした中、当基金と致しましては、愛鳥家の皆様を温かく見守りながら、継続的に支援していく所存です。

今般、2021年度募集のご案内にあたり、感染症対策も含めて事業活動をご検討頂くために、通常の募集条件を一部変更して、募集を開始させて頂きたいと存じます。

これは、主に、1年間の活動期間（2021年4月～2022年3月）内に、助成事業を円滑に実施して頂くために、申請者の方が、活動計画等の策定に関して、注意すべき事項を募集条件の一部としたものです。これらの事項は、募集要項と同様、応募に関する条件となりますので、申請書の作成にあたってもご注意ください。

#### 注意事項および追加条件

##### 1. 2021年度募集の申請書様式

2021年度募集のための、「申請書様式」を変更しています。

（前年度以前の申請書様式では受け付けできませんのでご注意ください）。

##### 2. 2021年度（2021年4月～2022年3月）活動計画における注意事項

- (1) 長距離移動が必要な活動は、慎重に対処することを念頭に活動計画を策定すること。
- (2) イベント等の主催・参加は、慎重に対処することを念頭に活動計画を策定すること。
- (3) 上記(1)(2)も含めて、申請事業の実現可能性を審査するための資料として、申請者は、活動時における感染症対策の予防措置を1枚（A4サイズ）追加添付すること（各団体で工夫した三密対策の方法等）。なお、感染症予防対策に係る費用は、自己負担にてご対応願います（助成事業に含めることはできません）。
- (4) 水辺の大型鳥類保護部門は、生息環境整備に必要な事業に限定すること（イベント等は含みません）

◆（ご参考）感染予防に関しては、下記厚生労働省HP等をご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)